

日本物理学会若手奨励賞（領域 1 2）授賞規定細則改定

現行（第 5 回審査委員会まで適用）

1. 審査委員会

審査委員会は、授賞時の領域代表、前領域代表、次期領域代表および、領域代表が委嘱する 6 名の委員の計 9 名で構成し、領域代表が委員長となる。審査委員は、領域代表が提案し、インフォーマルミーティングで承認を受ける。領域代表が委嘱する審査員の任期は 2 年とし、任期後 1 年間は再任できないものとする。ただし経過措置として、初年度は領域代表が委嘱する 6 名のうち半数は任期 1 年とする。

改訂 1（平成 22 年 9 月のインフォーマルミーティングで承認）

1. 審査委員会

審査委員会は、授賞時の領域代表、前領域代表、次期領域代表および、領域代表が委嘱する 6 名の委員の計 9 名で構成し、領域代表（審査時は領域副代表）が委員長となる。審査委員は、領域代表（審査時は領域副代表）が提案し、インフォーマルミーティングで承認を受ける。領域代表が委嘱する審査員の任期は 2 年とし、任期後 3 年間は再任できないものとする。ただし経過措置として、初年度は領域代表が委嘱する 6 名のうち半数は任期 1 年とする。

- 1) この規定にかかわらず 3 年以内に審査委員を経験した者が次期領域代表に選ばれた場合、次期領域代表の際は審査委員を務めるが、領域代表及び前領域代表の時は、直接審査に加わらないこととする。
- 2) 現に審査委員の任期中の者が次期領域代表に選ばれた場合は、例外的に前領域代表までの任期計 4 年間を務める。

最終改定（平成 23 年 3 月のインフォーマルミーティング（電子会議）で承認済み）

1. 審査委員会

審査委員会は、授賞時の領域代表、前領域代表、次期領域代表および、領域代表が委嘱する 6 名の委員の計 9 名で構成し、領域代表（審査時は領域副代表）が委員長となる。この委員氏名に関しては、次の年の 9 月のインフォーマルミーティングにおいて報告するものとする。領域代表が委嘱する審査員の任期は 2 年とし、任期後 3 年間は再任できないものとする。ただし経過措置として、初年度は領域代表が委嘱する 6 名のうち半数は任期 1 年とする。

- 1) この規定にかかわらず 3 年以内に審査委員を経験した者が次期領域代表に選ばれた場合、次期領域代表の際は審査委員を務めるが、領域代表及び前領域代表の時は、直接審査に加わらないこととする。

- 2) 現に審査委員の任期中の者が次期領域代表に選ばれた場合は、例外的に前領域代表までの任期計4年間を務める。

この改訂は、平成23年3月から適用する。

補足説明

1. 再任に関する規定を改めた。これまでは、再任は1年の空白を置いて認められていたが、これでは5年のうち4回審査することが可能になる。また、領域代表が委嘱する審査委員と領域代表との関係が考慮されていなかったため、以下の事態が起きた。

現領域代表の片岡は、第1回、第2回の審査委員を行っている。審査委員の任期を終えた後、1年を置いて次期領域副代表に選出された。ルールによれば、次期領域副代表は、副代表、代表を務めることになり、また若手賞審査委員も務める。再任規定には抵触していなかったが、ルール通り行くと、特定の人が6年の間に5回の審査に携わることになる。これは公平性を著しく欠き、また特定の人への負担が著しく大きくなると判断した。

次いで、現領域副代表の木村氏が、審査委員2年の任期を終えた年に、次期領域副代表に選出された。これもルール通りで行くと5年連続審査委員を務めることになる。

これらの不都合を排除するため、どの審査委員もある5年間をとったときに、最大で3回までとするよう、任期に関して改正を加えたものである。(平成22年9月のインフォーマルミーティングで承認)

2. これまで、審査委員は、次期領域代表（領域副代表）が委嘱する審査委員について、インフォーマルミーティングで承認を受けるとされていたが、他の領域代表等から公平性に欠けるのではないかという疑義が出された。道義的に問題があり、また仮にインフォーマルミーティングで否決されたとき、次年度の審査ができなくなるという恐れもあるため、領域代表の委嘱する審査委員については、他の領域が行っているように事後報告制に変更するものである。(平成23年3月、電子会議によるインフォーマルミーティングで承認)